

令和元年5月8日
(水曜日)

令和元年 第2回幌延町議会 (臨時会)
会議録 第1日目

議 事 日 程

- 開会宣告及び開議宣告
- 1 仮議席の指定
 - 2 会議録署名議員の指名
 - 3 諸般の報告
 - 4 選挙第1号 議長選挙について
 - 5 会期の決定
 - 6 選挙第2号 副議長選挙について
 - 7 決定第1号 議席の指定
 - 8 選任第1号 常任委員の選任について
 - 9 選任第2号 議会運営委員の選任について
 - 10 選挙第1号 西天北五町衛生施設組合議会議員の選挙について
 - 11 選挙第4号 北留萌消防組合議会議員の選挙について
 - 12 同意第1号 監査委員の選任につき同意を求めることについて
 - 13 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて
(幌延町税条例等の一部を改正する条例の制定について)
 - 14 発議第1号 懸案事項促進要望のための議員派遣について
 - 15 発議第2号 閉会中の継続調査について
- (追加)
- 閉会宣告

本日の会議の順序

		開会宣告及び開議宣告			休 憩 宣 告
日 程 第 1		仮 議 席 の 指 定			開 議 宣 告
" 2		会 議 録 署 名 議 員 の 指 名	" 9		選 任 第 2 号
" 3		諸 般 の 報 告			休 憩 宣 告
" 4		選 挙 第 1 号			開 議 宣 告
		休 憩 宣 告	" 10		選 挙 第 3 号
		開 議 宣 告	" 11		選 挙 第 4 号
日 程 第 5		会 期 の 決 定			休 憩 宣 告
" 6		選 挙 第 2 号			開 議 宣 告
" 7		議 席 の 指 定	" 12		同 意 第 1 号
		休 憩 宣 告	" 13		承 認 第 1 号
		開 議 宣 告	" 14		発 議 第 1 号
日 程 第 8		選 任 第 1 号	" 15		発 議 第 2 号
			(追加日程)		
					閉 会 宣 告

出席議員（8名）

議 長	8 番	高 橋 秀 之
	1 番	富 樫 直 敏
	2 番	齋 賀 弘 孝
	3 番	植 村 敦
	4 番	岡 本 則 夫
	5 番	無量谷 隆
	6 番	吉 原 哲 男
	7 番	西 澤 裕 之

出席説明員

町 長	野々村 仁
農 帳 委 員 会 会 長	刃子澤 芳彦
副 町 長	岩 川 実 樹
教 育 長	木 澤 瑞 浩

総 務 財 政 課 長	藤 井 和 之
住 民 生 活 課 長	早 坂 敦
保 健 福 祉 課 長	村 上 貴 紀
産 業 振 興 課 長	山 本 基 継
建 設 管 理 課 長	島 田 幸 司

総務グループ主幹	伊 藤 崇
----------	-------

教 育 次 長	伊 藤 一 男
---------	---------

町立診療所事務長	(早 坂 敦)
----------	---------

農業委員会事務局長	(山 本 基 継)
-----------	-----------

総 務 係 長	梶 淳
---------	-----

議会事務局職員出席者

事 務 局 長	藤 田 秀 紀
主 事	満 保 希 来

議会事務局長 藤 田 秀 紀

おはようございます。事務局長の藤田でございます。

この度の幌延町議会議員選挙にご当選され、誠におめでとうございます。

本臨時会は、統一地方選挙後、初めての議会です。

議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定により、出席議員の中で年長の議員が臨時議長の職務を行うことになっております。

従いまして、年長の岡本議員にお願いします。

(岡本議員、議長席着席)

臨時議長 岡 本 則 夫 君

ただいま紹介されました、岡本 則夫です。

地方自治法第107条の規定により、議長選挙が終わるまでの間、臨時に議長の職務を行います。

どうぞよろしく願いいたします。

議員の皆さんはお互い顔見知りのことと思いますが、恒例によりまして、会議に入る前に自己紹介をお願いいたします。

仮議席1番議員より、順次お願いをいたします。

(仮議席1番議員より順次、議員自己紹介)

これにて、議員の自己紹介を終わります。

この際、町長から本会議招集の挨拶をお願いします。

町 長 野々村 仁 君

本日ここに、新しく選ばれました8名の議員の皆さんをお迎えして、初議会にあたり謹んでご挨拶を申し上げます。

皆さんは、去る4月21日に施行されました、幌延町議会議員選挙において、町民の期待を担われ、当選の栄誉を得られました。心よりお祝いを申し上げます。

議員の皆さんと当町当局とは、それぞれ立場としては違いますが、町民の福祉向上を始めとして、産業の発展、そしてそれぞれの事業推進、幌延町の将来に向けての更なる町への躍進。その目的に向かう思いは、我々と皆さんとは一緒であると思います。

私以下、職員一丸となって、それぞれの業務に取り組んでまいりますので、議員の皆様方の絶大なるご支援、ご協力をお願いする次第であります。

以上、甚だ簡単ではありますが、初議会の挨拶とさせていただきます。

臨時議長 岡 本 則 夫 君

次に、本会議に説明のため出席しております、農業委員会 卯子澤会長から自己紹介をお願いいたします。

次に、代表監査 利波委員から自己紹介をお願いいたします。

続きまして、副町長、教育長から順に自己紹介をお願いいたします。

農業委員会会長 卯子澤 芳 彦 君

農業委員会の会長をやっております、卯子澤 芳彦と言いますよろしく申し上げます。

代表監査委員 利 波 隆 造 君

監査委員を担当しております、利波 隆造です。よろしくお願いいたします。

副町長 岩川 実樹 君

副町長の岩川でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

教育長 木澤 瑞浩 君

教育長の木澤 瑞浩です。よろしくお願いいたします。

臨時議長 岡本 則夫 君

これにて、自己紹介を終わります。

(10時05分 開会)

臨時議長 岡 本 則 夫 君

本日の出席議員は8名です。

定足数に達しておりますので、ただいまから令和元年第2回幌延町議会臨時会を開会します。

ただちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、配付されているとおりです。

日程第1 「仮議席の指定」を行います。

仮議席は、ただいまご着席の議席といたします。

日程第2 「会議録署名議員の指名」を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定に基づき、臨時議長において、斎賀弘孝君、西澤 裕之君を指名いたします。

日程第3 「諸般の報告」を行います。

議長としての報告事項は、配付した資料のとおりです。

以上をもって、諸般の報告を終わります。

日程第4 選挙第1号「議長の選挙」を行います。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思っております。

これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議長の選挙方法は、指名推選にすることに決定しました。

それでは、指名推選を行ってください。

仮議席2番 斎賀 弘 孝 君

幌延町議会議長に、高橋 秀之議員を推選いたします。

臨時議長 岡 本 則 夫 君

ただいま斎賀議員から、高橋 秀之君との指名推選がありました。

お諮りします。

ただいまの指名推選のとおり、高橋 秀之君を議長の当選人と定めることに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、ただいま指名推選のありました、高橋 秀之君が議長に当選しました。

ただいま議長に当選されました、高橋 秀之君が議場におられます。

会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

ただいま当選された高橋 秀之君から発言を求められておりますので、これを許します。

議 長 高 橋 秀 之 君

ここで貴重な時間をお借りして、一言、就任のご挨拶を申し上げます。

ただいまの議長選挙において、議員皆様方の推挙を賜り当選することができましたこと、この場をお借りして、厚く御礼を申し上げます。

この度、初めての議長を拝命したということで、その重責に対し、本当に重さを感じていたところであり、誠に身に余る光栄と思っております。

議会が町民から信頼されるよう、議会運営並びに町の発展に対し、微力ながら一生懸命邁進して参りますので、議員各位のご協力をお願い申し上げ、議長就任のご挨拶とさせていただきます。

臨時議長 岡 本 則 夫 君

以上で、議長の選挙を終了します。

これで、臨時議長の職務は全部終了いたしました。

ご協力、ありがとうございました。

高橋議長と交代するため、暫時休憩いたします。

(10時10分 休 憩)

(議長交代)

(10時11分 開 議)

議 長 高 橋 秀 之 君

休憩を解いて、会議を再開します。

日程第5 「会期の決定」の件を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日、5月8日の1日としたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日と決定しました。

日程第6 選挙第2号「副議長の選挙」を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

それでは、指名推選を行ってください。

仮議席2番 斎賀 弘孝君

幌延町議会副議長に、西澤 裕之議員を推選いたします。

議長 高橋 秀之君

ただいま斎賀議員から、西澤 裕之君との指名推選がありました。

お諮りします。

ただいまの指名推選のとおり、西澤 裕之君を副議長の当選人と定めることに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、西澤 裕之君が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました、西澤 裕之君が議場におられます。

会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をします。

ただいま副議長に当選された西澤 裕之君から発言を求められておりますので、これを許します。

副議長 西澤 裕之君

副議長就任に当たり、一言、ご挨拶申し上げます。

ただいま議員の皆様方のご推挙をいただき、誠にありがとうございます。

光栄であり、責任の重大さを感じているところであります。

今後も、皆様方と力を合わせて、町の発展と住民生活向上のため全力を尽くしますとともに、議長と力を合わせ、町議会発展のためより一層努力してまいります。

皆様方のご支援、ご協力をよろしくお願い申し上げます。就任の挨拶といたします。

よろしく願いいたします。

議長 高橋 秀之君

日程第7 決定第1号「議席の指定」を行います。

議席は、会議規則第4条第1項及び運営基準により、議長において指定します。

氏名と議席番号を、事務局長に朗読させます。

議会事務局長 藤田 秀紀君

議席番号1番から順次お名前を読み上げますので、議案に添付しております、別紙に記載をお願いいたします。

それでは、議席番号を読み上げます。

議席番号1番 富樫 直敏議員

議席番号2番 斎賀 弘孝議員

議席番号3番 植村 敦議員

議席番号4番 無量谷 隆議員

議席番号5番 岡本 則夫議員

議席番号6番 吉原 哲男議員

議席番号7番 西澤 裕之議員

議席番号8番 高橋 秀之議員

以上でございます。

議 長 高 橋 秀 之 君

ただいま朗読したとおり、議席を指定します。

議席が決まりましたので、それぞれただいまの指定の議席にご着席願います。

暫時休憩します。

(10時16分 休 憩)

(議席の移動)

(10時17分 開 議)

休憩を解いて、会議を再開します。

日程第8 選任第1号「常任委員の選任について」の件を議題とします。

お諮りします。

本案は、委員会条例第2条第1項の規定により、議員全員をもって構成することとなっております。

よって、議員全員を指名することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議員全員を指名することに決定しました。

委員会条例第7条第1項の規定に基づき、第1回常任委員会を議長において招集することとし、委員長、副委員長の互選を行います。

この際、議事の都合により暫時休憩します。

(10時18分 休 憩)

(10時28分 開 議)

休憩をといて、会議を再開します。

日程第9 選任第2号「議会運営委員会委員の選任について」の件を議題とします。

お諮りします。

議会運営委員の選任方法は、委員会条例第5条第1項の規定に基づき、指名推選により行いたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、選任方法は指名推選によることに決定しました。

お諮りします。

指名推選の方法については、議長において副議長と協議のうえ、指名することにしたいと

思います。

これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

暫時休憩します。

(10時29分 休 憩)

(議長、副議長協議)

(10時31分 開 議)

休憩をといて、会議を再開します。

議会運営委員に、

1 番 富樫 直敏君

2 番 斎賀 弘孝君

3 番 植村 敦君

4 番 無量谷 隆君

7 番 西澤 裕之君

を指名したいと思います。

お諮りします。

ただいま議長において指名しました5名の委員を選任することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、ただいま指名したとおり、議会運営委員に選任することに決定しました。

この際、議事の都合により暫時休憩します。

休憩中に議会運営委員会を開催し、委員長、副委員長の互選を行って下さい。

(10時33分 休 憩)

(10時38分 開 議)

休憩をといて、会議を再開します。

ここで、「諸般の報告」をします。

休憩中に、常任委員会・議会運営委員会の委員長、副委員長が互選されましたので、その結果について報告します。

まちづくり常任委員会

委員長に斎賀 弘孝君、副委員長に吉原 哲男君

情報推進常任委員会

委員長に植村 敦君、副委員長に岡本 則夫君

議会運営委員会

委員長に無量谷 隆君、副委員長に斎賀 弘孝君

以上のとおり、互選されました。

日程第10 選挙第3号「西天北五町衛生施設組合議会議員の選挙について」の件を議題

とします。

お諮りします。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、議長による指名推選により行いたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、議長の指名推選により行うことに決定しました。

議長において、被選挙人の指名を行います。

西天北五町衛生施設組合議会議員に、2番 斎賀 弘孝君と、5番 岡本 則夫君を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名しました斎賀 弘孝君と岡本 則夫君を西天北五町衛生施設組合議会議員の当選人とすることに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、西天北五町衛生施設組合議会議員に、斎賀 弘孝君と岡本 則夫君が当選されました。

ただいま当選されました斎賀 弘孝君と岡本 則夫君が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をします。

日程第11 選挙第4号「北留萌消防組合議会議員の選挙について」の件を議題とします。

お諮りします。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、議長において指名する指名推選により行いたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、議長の指名推選により行うことに決定しました。

議長において、被選挙人の指名を行います。

北留萌消防組合議会議員に、4番 無量谷 隆君を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名しました無量谷 隆君を、北留萌消防組合議会議員の当選人とすることに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、北留萌消防組合議会議員に、無量谷 隆君が当選されました。

ただいま北留萌消防組合議会議員に当選されました無量谷 隆君が議場におられますので

で、会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をします。

ここで、11時10分まで休憩いたします。

(10時42分 休 憩)

(休憩中に課長職着席、自己紹介)

(11時10分 開 議)

休憩をといて、会議を再開します。

日程第12 同意第1号「監査委員の選任につき同意を求めることについて」の件を議題とします。

1番 富樫 直敏君は、地方自治法第117条の規定により除斥の対象となりますので、退場を求めます。

(富樫議員退場)

同意第1号について、提案理由の説明を求めます。

町 長 野々村 仁 君

同意第1号「監査委員選任について」提案理由を申し上げます。

監査委員の選任につきましては、地方自治法及び幌延町条例の規定に基づき、識見を有する者と議会議員からの内から選任するとなっております。

今回の統一地方選挙に伴う、新しい議会構成にあたりまして、議員選出監査委員として、幌延町字下沼393番地の富樫 直敏氏を再度選任いたしたく、地方自治法第196条第1項の規定に基づき、ご提案を申し上げた次第であります。

ご存知のとおり、富樫氏は初当選以来、議会運営にご尽力をいただいたところであり、平成25年5月から監査委員に選任され、今後においてもその責任を十分果たしていただけるものと、確信しております。

議会の皆様の同意をいただきたく、ご提案を申し上げますので、ご同意のほどをよろしくお願いを申し上げます。

議 長 高 橋 秀 之 君

これより、質疑を行います。

(「ありません」の声あり)

これにて、質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております同意第1号「監査委員の選任につき同意を求めることについて」の件は、討論を省略して、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

1番 富樫 直敏君の着席を求めます。

暫時休憩します。

(1 1 時 1 2 分 休 憩)

(富 樫 議 員 着 席)

(1 1 時 1 3 分 開 議)

休憩をといて、会議を再開します。

日程第 1 3 承認第 1 号「専決処分の承認を求めることについて」の件を議題とします。
承認第 1 号について、提案理由の説明を求めます。

住民生活課長 早 坂 敦 君

承認第 1 号「専決処分の承認を求めることについて」提案理由の説明を申し上げます。

この度、地方税法、同法施行令、同法施行規則などが一部改正され、それぞれ、平成 3 1 年 3 月 2 9 日に公布されたことに伴い、幌延町税条例等の一部を改正すべく、地方自治法第 1 7 9 条第 1 項の規定により、平成 3 1 年 3 月 2 9 日専決処分しましたので、同条第 3 項の規定に基づき議会に報告し、承認を求めるものであります。

なお、3 月 2 9 日で専決処分していることから、元号につきましては、旧元号の「平成」で標記及びご説明させていただきますので、あらかじめご了承願います。

この改正条例については、5 条建ての条文からなっており、第 1 条から第 3 条までは幌延町税条例の一部改正、第 4 条は平成 2 9 年 3 月に議決されました幌延町税条例等の一部を改正する条例の一部改正、第 5 条は平成 3 0 年 5 月に承認されました幌延町税条例等の一部を改正する条例の一部改正であります。

配布しております新旧対照表により説明させていただきますので、そちらをご覧ください。なお、法令及び条例改正に伴う条項や文言の整理につきましては、説明を省略させていただきます。

初めに第 1 条改正の幌延町税条例の一部改正であります。

第 3 4 条の 7 の改正は、ふるさと納税制度の見直しに伴い、個人町民税の寄附金税額控除のうち、特例控除額の措置対象を特例控除対象寄附金、いわゆる総務大臣が指定した一定の基準に適合する団体に対する寄附金にしようとする改正であります。

附則第 7 条の 3 の 2 の改正は、個人町民税の住宅借入金特別控除に関する規定で、第 1 項では、消費税率 1 0 % が適用された住宅を、平成 3 2 年末までの間に取得をした場合、控除対象期間の終期を平成 4 3 年度から平成 4 5 年度に延長する改正と、第 2 項では、住宅借入金等特別税額控除について、町民税の申告書記載事項の簡素化のため、申告書への記載要件を廃止する改正であります。

2 ページ後段から 3 ページまでの第 9 条及び第 9 条の 2 の改正は、個人町民税の寄附金税額控除に係る申告特例の対象を特例控除対象寄附金とする規定の整備と字句の改正であります。

次に、6 ページをお開きください。

6 ページから 9 ページまでの附則第 1 6 条の改正は、軽自動車税に係るグリーン化特例についての改正で、後の第 4 条改正における特例期間延長措置に伴い、対象条項を整理する改正であります。

次に、9ページをお開きください。

9ページ中段、第2条の改正は、平成31年10月1日及び平成32年1月1日施行の改正であります。

第36条の2の改正は、個人町民税の申告書記載事項を簡素化する規定で、年末調整において適用を受けた所得控除の額は合計額の記載によることとされ、その内訳の記載を要しないこととする規定を整備する改正であります。

9ページ後段から11ページまでの第36条の3の2及び第36条の3の3の改正は、個人町民税に係る給与所得者及び公的年金等受給者の扶養親族等申告書の記載事項に単身児童扶養者を追加する改正と字句の改正であります。

11ページ中段から12ページまでの附則第15条の2の改正は、附則第15条の2を附則第15条の2の2に繰り下げ、当分の間において、北海道知事が軽自動車に係る環境性能割の賦課徴収を行うための規定の整備と、附則第15条の次に、環境性能割について、燃費基準を達成する電気自動車等で、平成31年10月1日から平成32年9月30日までの取得分を非課税とする規定を、新たに整備する改正であります。

附則第15条の3及び附則第15条の3の2の改正は、当分の間において、北海道知事が軽自動車税に係る環境性能割の賦課徴収を行うため、非課税及び課税免除の取扱いについて、大きな混乱を生じさせないよう取扱いを一致させる必要があることから、非課税、課税免除及び減免の特例について、新たに規定する改正であります。

12ページ後段から13ページまでの附則第15条の6の改正は、消費税率引き上げに伴う軽自動車取得時の負担感を緩和するため、軽自動車税の環境性能割の税率を臨時的に1%軽減する特例について、新たに規定する改正であります。

13ページから14ページまでの附則第16条の改正は、軽自動車税に係るグリーン化特例について、環境負荷が大きく税率が上乘せされる重課の規定の整備と、平成32年度及び平成33年度分の環境負荷が小さく税率が軽減される軽課の規定を、新たに整備する改正であります。

14ページ後段から15ページまでの、附則第16条の2の改正は、軽自動車税の賦課徴収の特例について、前条の改正に伴い、新たに規定する改正であります。

次に第3条改正は、平成33年1月1日及び同年4月1日施行に係る改正であります。第24条の改正は、ひとり親家庭への経済的支援の充実を図るために、個人町民税の非課税範囲に単身児童扶養者を追加する改正であります。

15ページ後段から16ページまでの第16条の改正は、軽自動車税に係るグリーン化特例について、電気軽自動車等に限り平成34年度分及び平成35年度分を環境負荷が小さく税率が軽減される軽課の対象とする規定を新たに整備する改正であります。

次に、第4条改正は、平成29年3月に議決されました、「幌延町税条例等の一部を改正する条例」の一部改正であります。

17ページの附則第15条の6の改正は、先の第1条改正中でも触れましたが、軽自動車税に係るグリーン化特例について、その特例期間の延長に伴う規定の改正であります。

17ページ中段から20ページまでの第5条改正は、平成30年5月に承認されました

「幌延町税条例等の一部を改正する条例」の一部改正であります。

本第5条改正は、他の法律の改正等にあわせ、資本金1億円を超える大法人に対する申告書の電子情報処理組織による提出義務の創設に伴う、申告書等の提出方法の柔軟化及び電気通信回線の故障、災害、その他の理由により電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合の宥恕措置について規定する改正であります。

次に20ページ中段。この条例の附則であります。第1条は、施行期日に関する規定で、この条例は、平成31年4月1日から施行することとし、ただし書きで各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行することとしております。

第2条から21ページの第4条までは、この度改正される町民税に関する経過措置、第5条は固定資産税に関する経過措置、第6条から第8条までは軽自動車税に関する経過措置について規定しております。

以上、承認第1号「専決処分の承認を求めることについて」の提案理由の説明といたします。

議 長 高 橋 秀 之 君
これより、質疑を行います。

(「ありません」の声あり)

これにて、質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております、承認第1号は、討論を省略し、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認することに決定しました。

日程第14 発議第1号「懸案事項促進要望のための議員派遣について」の件を議題とします。

お諮りします。

本町の懸案事項の要望、促進を図るため及び議員の研修会並びに各常任委員会等の調査研究のため、本日より次期定例会までの間、道内外の関係機関に議員を派遣することにいたしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本議会は本日より次期定例会までの間、本町の懸案事項の要望、促進を図るため及び議員の研修会並びに各常任委員会等の調査研究のため、道内外の関係機関に議員を派遣することに決定しました。

お諮りします。

派遣する議員については、要望、促進及び調査研究などの案件を勘案のうえ、その都度、

議長において指名したいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、派遣する議員については、要望、促進及び調査研究などの案件を勘案のうえ、その都度、議長において指名することに決定しました。

ここで、暫時休憩します。

(11時24分 休 憩)

(11時24分 開 議)

休憩をといて、会議を再開します。

お諮りします。

先程、閉会中の継続調査についてとして、まちづくり常任委員長及び情報推進常任委員長から所管の事務について、議会運営委員長から所掌事務について、それぞれ別紙のとおり申し出がありましたので、閉会中の継続調査申し出を日程に追加し、追加日程第15として議題にしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、発議第2号「閉会中の継続調査申し出について」を日程に追加し、追加日程第15として議題とすることに決定しました。

追加日程第15 発議第2号「閉会中の継続調査申し出について」の件を議題とします。

お諮りします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査にしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

以上をもって、本臨時会に付議された案件の審議は、全て終了しました。

会議を閉じます。

これにて、令和元年第2回幌延町議会臨時会を閉会します。

ご苦労様でした。

(10時21分 閉 会)

以上、相違ないことを証するため、署名議員と共に署名する。

幌延町議会議長 高橋秀之

署名議員 斎賀弘孝

署名議員 西澤裕之

以上、記録する。

主 事 満保希来